

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第120期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	ブラザー工業株式会社
【英訳名】	BROTHER INDUSTRIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池利和
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 藤井宗高
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 藤井宗高
【縦覧に供する場所】	ブラザー工業株式会社 東京支社 （東京都中央区京橋三丁目3番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第119期 第1四半期連結 累計期間	第120期 第1四半期連結 累計期間	第119期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	123,244	122,773	502,830
経常利益 (百万円)	13,226	14,604	38,612
四半期(当期)純利益 (百万円)	8,741	6,567	26,238
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,418	4,480	14,838
純資産額 (百万円)	208,447	222,059	220,468
総資産額 (百万円)	353,704	357,064	372,645
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	32.66	24.54	98.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	32.62	24.50	97.91
自己資本比率 (%)	58.6	62.1	59.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を提出しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第119期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成22年6月30日 企業会計基準第25号)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態及び経営成績は次の通りです。なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済環境は、新興国経済は旺盛な需要に支えられ好調に推移したものの、先進国においては、景気の先行きに対する不透明感の高まりなど、全体としては減速傾向にありました。

日本経済においても、東日本大震災の影響に加えて、円高傾向などにより、当社グループを取り巻く経営環境は、予断を許さない状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループの連結業績は、主に産業機器が堅調な需要に支えられ増収となったものの、円高による為替のマイナス影響が大きく、売上高は前年同四半期と比べ0.4%減の122,773百万円となりました。営業利益は、主にマシナリー・アンド・ソリューション事業が好調だったことにより、前年同四半期と比べ6.9%増の14,204百万円となりました。経常利益は、営業利益の増加に伴い、前年同四半期と比べ10.4%増の14,604百万円となりました。四半期純利益は、税効果会計の影響で法人税等が増加したことに伴い、前年同四半期と比べ24.9%減の6,567百万円となりました。

* 当第1四半期連結累計期間における平均為替レート（連結）は次の通りです。

米ドル： 81.71円 ユーロ： 118.11円

* 前第1四半期連結累計期間における平均為替レート（連結）は次の通りです。

米ドル： 91.73円 ユーロ： 117.35円

セグメント別の業績は、次の通りであります。

1) プリンティング・アンド・ソリューションズ事業

売上高 81,692百万円（前年同四半期比 3.7%）

通信・プリンティング機器 72,869百万円（前年同四半期比 4.0%）

各地域とも消耗品の売上は堅調だったものの、東日本大震災の影響により、製品本体の一部に供給の遅れが発生したことや、為替のマイナス影響もあり、全体では減収となりました。

電子文具 8,822百万円（前年同四半期比 1.3%）

各地域で堅調に推移したものの、為替のマイナス影響により、全体では減収となりました。

営業利益 10,637百万円（前年同四半期比 8.3%）

原材料などのコストアップや、販売費及び一般管理費の増加などの影響により、減益となりました。

2) パーソナル・アンド・ホーム事業

売上高 6,759百万円（前年同四半期比 +3.8%）

為替のマイナス影響があるものの、主に米州で売上が増加したことにより、全体では増収となりました。

営業利益 353百万円（前年同四半期比 22.5%）

増収効果はあるものの、為替のマイナス影響や、原材料などのコストアップの影響により、減益となりました。

3) マシナリー・アンド・ソリューション事業

売上高 20,837百万円（前年同四半期比 +33.2%）

工業用ミシン 6,450百万円（前年同四半期比 +27.6%）

主に中国・アジア向けで好調に推移し、増収となりました。

産業機器 14,387百万円（前年同四半期比 +35.8%）

主に中国向けの需要が堅調だったことや、生産能力の増強により、増収となりました。

営業利益 3,227百万円（前年同四半期比 +94.2%）

売上の増加に伴って大幅な増益となりました。

4) ネットワーク・アンド・コンテンツ事業

売上高 10,907百万円（前年同四半期比 18.1%）

主に震災の影響により、全体では減収となりました。

営業損失 344百万円（前年同期 営業損失 678百万円）

経費の削減による増益要因はあったものの、売上の減少の影響により、営業損失となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する方針について以下の通り定めております。

会社の支配に関する基本方針

1) 基本的な考え方

当社グループは、その売上高の70%以上を海外市場で上げており、44の国と地域に16(当社の5工場を含みます。)の生産拠点と52の販売拠点を有し、連結ベースでの従業員も2万9千名を超えております(平成23年3月現在)。当社の企業価値は、当社グループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、当社グループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「"At your side."な企業文化」を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけるよう、事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである「Brother Value Chain Management(ブラザー・バリュー・チェーン・マネジメント)」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針およびその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。

注1：特定株主グループとは、

() 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)

を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注2：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)

または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、平成21年6月23日開催の第117回定時株主総会で株主の皆様のご承認を受け、その後の取締役会決議により、当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を決定しました。本対応方針は、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対しては大規模買付ルールの順守を求めるとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

3) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(イ)大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して十分な情報を提供しなければならず、(ロ)当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。具体的には以下の通りです。

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

情報の提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下の通りです。

1. 大規模買付者およびそのグループの概要
2. 大規模買付行為の目的および内容
3. 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
4. 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画

大規模買付者から大規模買付情報を提供していただくため、当社は、意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合には、必要十分な情報が揃うまで、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

取締役会による検討期間

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することはできません。すなわち、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日から起算して、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉すること、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会による検討もしくは交渉の結果、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるものであると当社取締役会が判断をした場合には、速やかに取締役会評価期間を終了させ、その旨を開示いたします。

4) 独立諮問委員会

大規模買付ルールに係る当社取締役会の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置します。

大規模買付ルールでは、後述の 5)において、対抗措置発動にかかる事項を定めておりますが、このような対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、当社取締役会はその助言・勧告を最大限尊重するものいたします。独立諮問委員会の詳細は後記の通りです。独立諮問委員会の詳細については、当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するという趣旨に合致する合理的な範囲内で、取締役会の決議により、変更され得るものとします。

5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択します。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件または当社が新株予約権の一部を取得する場合に、特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項を付するなど、大規模買付ルールを順守しない者への対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様の意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとすることはありません。

当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合として、例えば以下の から までに掲げられる行為等が意図されている場合を想定しております。

株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で株式を売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式売買を行うことをいいます）等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

対抗措置の発動や選択については、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会で決定し、適時適切な開示を行います。

上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様の意見を確認させていただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催することといたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

6) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記 5)において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださるようお願いいたします。

対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、無償割当ての中止、または新株予約権の行使期間開始日前日までに当社が当社株式を交付することなく無償での新株予約権の取得を行うことがあります。この場合、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様へ新株予約権が割当てられますので、新株予約権を取得するためには、新株予約権の割当て期日までに振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを実施することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

また、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が定める日をもって特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合があります。この場合には、特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は当社が取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使のための金銭を払い込むことなく、当社による取得の対価として、新株予約権の目的となる当社株式を受領することになります。なお、取得の対象となる株主の皆様には、別途ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等を確認する当社所定の書式による書面や、振替株式を記録するための口座の情報をご提出いただくことがあります。

7) 本対応方針の発効日及び有効期限

本対応方針は、平成21年6月23日に開催された当社株主総会後に最初に開催される当社取締役会の決議をもって同日より発効し、有効期限は、平成24年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本対応方針を随時見直し、取締役会の決議により、必要に応じて本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。また、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は廃止されます。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

8) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断

1. 本対応方針が当社の基本的な考え方に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方(前記1))に沿うものです。

2. 本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は以下の理由から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

株主意思を反映するものであること

本対応方針は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て、その株主総会終了後の当社取締役会の決議をもって発効しております。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

独立性のある社外者の助言・勧告の尊重

当社は、本対応方針の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われた際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置いたします。当該独立諮問委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議内容に基づいて当社取締役会に対し助言または勧告し、当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重します。

「買収防衛策に関する指針」「買収防衛策の在り方」を踏まえた設計

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、かつ平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

廃止が困難なものでないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。また、当社取締役の任期は1年であることから、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、特に長期の期間を要することなく本対応方針の廃止が可能です。

（独立諮問委員会の概要）

1. 構成員

独立諮問委員会の委員は、当社の業務執行者から独立している者で、員数は3名以上とし、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、企業・経済活動に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者の中から、当社取締役会が選任します。

独立諮問委員会の委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度に関する定時株主総会后、最初に開催される取締役会終了時までとします。再任は妨げません。

ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。

なお、取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議をした場合、独立諮問委員会委員の任期は本対応方針の廃止と同時に終了します。

2. 決議要件

独立諮問委員会の決議は、原則として、独立諮問委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立諮問委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができます。

3. 決定事項その他

独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、主として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して助言・勧告します。当社取締役会は、この独立諮問委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行います。なお、独立諮問委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としません。

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か

大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすものであるか否か
対抗措置の発動の可否、およびその内容の妥当性

その他当社取締役会が諮問した事項

また、独立諮問委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。

また、当社の取締役、監査役、従業員その他の独立諮問委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立諮問委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について、当社取締役その他独立諮問委員会が必要と認める者から報告を受けるものとします。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、8,667百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 生産の実績

当第1四半期連結累計期間において、マシナリー・アンド・ソリューション事業の生産実績が著しく増加しました。
これは主に中国向けの需要が堅調だったことや、生産能力の増強によるためであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び、柔軟で効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としています。この方針に従って、当社グループは、グループ会社が保有する資金をグループ内で効率よく活用するキャッシュマネジメントシステムの構築を進めてまいりました。また、手元流動性の補完として複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しています。これらの結果、資金の偏在をならし、グループ全体で借入を極力削減する体制を整えております。

流動性管理

当社グループは、現金及び現金同等物と未使用のコミットメントラインを合わせた金額を手元流動性として位置付けています。当第1四半期連結会計期間末現在、当社グループは現金及び現金同等物61,419百万円を保有しています。

また、複数の金融機関と合計30,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、未使用額は30,000百万円です。これらを合わせると、当社グループは手元流動性を91,419百万円確保しています。これにより、季節的な資金需要の変動、1年以内に期限の到来する借入、事業環境リスク等を考慮の上、通年に渡り十分な手元流動性を確保していると考えております。

資金調達

運転資金等の短期資金は、原則として期限が1年以内の短期借入金を現地通貨で調達することとし、生産設備等の長期資金は、内部留保資金の他、固定金利の長期借入金及び社債等で調達することを基本方針としております。当第1四半期連結会計期間末現在、短期借入金の残高は3,478百万円で、主な通貨は日本円であります。また、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の残高は500百万円であり、日本円による固定金利調達であります。普通社債の残高は日本円で15,500百万円であります。

当社は、株式会社格付投資情報センターから格付けを取得しております。当第1四半期連結会計期間末現在、長期債及び発行体格付けがA、コマーシャルペーパーがa-1であります。金融・資本市場へのアクセスを保持するため、一定水準の格付けの維持は重要と考えております。

当社グループでは、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出す能力に加えて、コミットメントライン契約を含めた手元流動性、健全な財務体質により、当社グループの成長を維持するために必要な運転資金及び設備投資・研究開発資金等を確保することが可能と考えております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	277,535,866	277,535,866	東京、名古屋 各証券 取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	277,535,866	277,535,866		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	277,535,866	-	19,209	-	16,114

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,794,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 268,478,200	2,684,772	-
単元未満株式	普通株式 262,766	-	-
発行済株式総数	277,535,866	-	-
総株主の議決権	-	2,684,772	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が2,900株(議決権29個)含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株主名簿上は当社名義であるものの、実質的に所有していない株式が1,000株含まれておりますが、同欄の議決権の数には、当該株式に係る議決権の数10個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) ブラザー工業(株)	名古屋市瑞穂区苗代町 15番1号	8,794,900	-	8,794,900	3.17
計	-	8,794,900	-	8,794,900	3.17

- (注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義ですが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。
2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,239	64,251
受取手形及び売掛金	63,910	57,021
有価証券	527	921
たな卸資産	72,255	72,813
その他	26,809	22,381
貸倒引当金	1,724	1,764
流動資産合計	229,017	215,624
固定資産		
有形固定資産	68,159	67,461
無形固定資産		
のれん	8,058	7,629
その他	12,786	12,232
無形固定資産合計	20,845	19,861
投資その他の資産		
投資有価証券	28,076	27,663
その他	36,210	35,895
貸倒引当金	9,663	9,442
投資その他の資産合計	54,623	54,116
固定資産合計	143,628	141,440
資産合計	372,645	357,064
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,615	33,891
短期借入金	8,636	3,478
1年内償還予定の社債	500	500
未払法人税等	7,346	5,395
賞与引当金	8,243	4,031
製品保証引当金	6,022	5,427
著作権費用引当金	894	888
資産除去債務	30	27
その他	47,631	42,464
流動負債合計	112,921	96,104
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	250	500
退職給付引当金	7,527	7,628
資産除去債務	991	986
その他	15,486	14,786
固定負債合計	39,255	38,901
負債合計	152,176	135,005

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,209	19,209
資本剰余金	16,156	16,157
利益剰余金	230,351	234,034
自己株式	11,688	11,692
株主資本合計	254,029	257,710
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,445	2,376
繰延ヘッジ損益	90	21
為替換算調整勘定	36,261	38,348
その他の包括利益累計額合計	33,906	35,993
新株予約権	338	338
少数株主持分	7	3
純資産合計	220,468	222,059
負債純資産合計	372,645	357,064

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	123,244	122,773
売上原価	69,190	67,454
売上総利益	54,054	55,319
販売費及び一般管理費	40,771	41,114
営業利益	13,283	14,204
営業外収益		
受取利息	246	225
受取配当金	262	239
為替差益	93	-
持分法による投資利益	123	133
デリバティブ評価益	-	695
その他	282	244
営業外収益合計	1,008	1,537
営業外費用		
支払利息	228	159
売上割引	493	510
為替差損	-	311
デリバティブ評価損	44	-
その他	298	156
営業外費用合計	1,064	1,137
経常利益	13,226	14,604
特別利益		
固定資産売却益	245	308
貸倒引当金戻入額	193	-
受取補償金	-	596
その他	166	215
特別利益合計	605	1,121
特別損失		
固定資産売却損	14	30
固定資産除却損	86	161
関係会社株式評価損	2	-
貸倒引当金繰入額	280	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	533	-
その他	316	66
特別損失合計	1,234	258
税金等調整前四半期純利益	12,597	15,467
法人税等	4,049	8,900
少数株主損益調整前四半期純利益	8,548	6,567
少数株主利益又は少数株主損失()	192	0
四半期純利益	8,741	6,567

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,548	6,567
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,681	58
繰延ヘッジ損益	650	69
為替換算調整勘定	9,884	2,087
持分法適用会社に対する持分相当額	52	10
その他の包括利益合計	10,967	2,086
四半期包括利益	2,418	4,480
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,225	4,480
少数株主に係る四半期包括利益	193	0

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
連結範囲の重要な変更	連結財務諸表に及ぼす重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より、ブラザーロシアを連結の範囲に含めております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成21年12月4日企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成21年12月4日企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
偶発債務 顧客のリース会社に対する債務に対し、債務保証を行っております。 顧客の割賦保証債務 560百万円	偶発債務 顧客のリース会社に対する債務に対し、債務保証を行っております。 顧客の割賦保証債務 435百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却は、次の通りであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 5,313百万円 のれんの償却額 453百万円	減価償却費 5,195百万円 のれんの償却額 426百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	2,687	10.0	平成22年3月31日	平成22年6月2日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	3,224	12.0	平成23年3月31日	平成23年6月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	プリンティング・アンド・ソリューションズ	パーソナル・アンド・ホーム	マシナリー・アンド・ソリューション	ネットワーク・アンド・コンテンツ	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額
売上高								
外部顧客への売上高	84,854	6,513	15,649	13,325	2,900	123,244	-	123,244
セグメント間の内部売上又は振替高	-	-	-	-	1,425	1,425	1,425	-
計	84,854	6,513	15,649	13,325	4,326	124,670	1,425	123,244
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	11,600	455	1,662	678	242	13,283	-	13,283

(注)1. その他には不動産事業等を含んでおります。

2. 調整額の1,425百万円はセグメント間取引消去であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	プリンティング・アンド・ソリューションズ	パーソナル・アンド・ホーム	マシナリー・アンド・ソリューション	ネットワーク・アンド・コンテンツ	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結損益計算書計上額
売上高								
外部顧客への売上高	81,692	6,759	20,837	10,907	2,577	122,773	-	122,773
セグメント間の内部売上又は振替高	-	-	-	-	1,393	1,393	1,393	-
計	81,692	6,759	20,837	10,907	3,970	124,166	1,393	122,773
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	10,637	353	3,227	344	330	14,204	-	14,204

(注)1. その他には不動産事業等を含んでおります。

2. 調整額の1,393百万円はセグメント間取引消去であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	32円66銭	24円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	8,741	6,567
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	8,741	6,567
普通株式の期中平均株式数(千株)	267,629	267,645
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	32円62銭	24円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	326	384
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年5月13日開催の取締役会において、次の通り剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....3,224百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年6月2日

(注) 平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

ブラザー工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷英司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤隆行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブラザー工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブラザー工業株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。